

〈研究ノート〉

初期仏典にみられる六人の自由思想家の所説について (3)

仲宗根 充修

前稿に引き続き、諸部派に伝承される「沙門果經」類および同内容の所説、さらにこれを引用する説一切有部所属の文献を比較することによって、説一切有部に伝承される六人の自由思想家の所説、本稿ではサンジャイン・ヴァイラッティープトラ（サンジャヤ・ベラッティプッタ）の所説について考察する。

キーワード：初期仏典、沙門果經、説一切有部、六師外道、サンジャイン・ヴァイラッティープトラ

1. はじめに

パーリ文献（上座部大寺派所属）では、六人の自由思想家のひとりで、「不可知論」「懷疑論」を唱えたとされるサンジャヤ・ベラッティプッタ（Sañjaya Belaṭṭhiputta）は、ブツダの高弟サーリプッタ（Sāriputta）とモッガラーナ（Mahā-Moggallāna）の先師であったが、サーリプッタとモッガラーナによる仏教改宗によって、口から熱血を吐いたと伝えられる（Vin I, p. 42²⁸⁻²⁹）。

一方『根本説一切有部毘奈耶出家事』では、六人の自由思想家のひとりであるサンジャイン・ヴァイラッティープトラ（Sañjayin Vairattīputra, T. no. 1444, 1025b5-6: 珊逝移毘刺知子）は、「無作用論」を唱えたとされ、シャーリプトラ（Sāriputra, 別名ウパティシュヤ Upaṭiṣya）とマウドガリヤーヤナ（Mahā-Maudgalyāyana, 別名コーリタ Kolita）の先師であるサンジャイン（T. no. 1444, 1026a19: 珊逝移）とは別人とされる。さらに『根本説一切有部毘奈耶破僧事』では「六定外道」のひとりとしてサンジャイン¹⁾の名が挙げられる²⁾。

説一切有部の律文献は自由思想家のサンジャインを無作用論者として伝えるが、パーリ文献はプーラーナ・サッカパを無作用論者として伝え

る。このような相違がみられる一方で、古層に位置づけられる韻文文献では、上座部大寺派、説一切有部ともに、カッサパ（カーシャパ）を無作用論者として伝える。Saṃyutta-Nikāya (SN) Sagāthavagga II 3. 10 Nānātitthiya (cf. Spk I, p. 126¹⁸⁻²⁵) では、次のように説かれる。

idha chinditamārite hatajānīsu Kassapo | pāpam
na samanupassati¹ puññaṃ vā pana attano | sa ve²
vissāsam ācikkhi sathā arahati mānanan ti.

1, 2: G. A. Somaratne, *The Saṃyutta-Nikāya of the Suttapīṭaka I, the Sagāthavagga*, PTS, 1998, p. 152.

この世において、切断し、殺害し、破壊し、強奪することに対して、カッサパは罪悪を認めない。また自らの功德をも。かれは実に信念を説いた。師として尊敬に値する。

これに対応する説一切有部所属の『雜阿含經』では「斷截椎打殺 供養施迦葉 不見其爲惡 亦不見爲福」(T. no. 99 (1308), 359c7-8)、所属部派不明³⁾の『別譯雜阿含經』では「斬截及傷害 祠祀火燒等 皆無善惡報 迦葉之所説」(T. no. 100 (307), 478a8-9) とあり、古層に位置づけ

られる Saṃyutta-Nikāya、『雜阿含經』、『別譯雜阿含經』の韻文では、所属部派の相違にかかわらず、カーシャパ（カッサパ）を無作用論者として伝える。

本稿では諸部派に伝承される「沙門果經」および同内容の所説、さらにはこれを引用する説一切有部所属の文献を比較し、説一切有部に伝承されるサンジャイン・ヴァイラッティープトラの所説について考察する。該当文献およびその所属部派については表1の通りである。

2. 「沙門果經」類および同内容の所説

「沙門果經」類および同内容の所説 (1) ~ (10) を以下にあげる。

- (1) SPS (説者: Pūraṇa Kassapa) DN I, pp. 52²²-53² (cf. Sv I, pp. 159¹⁴-160¹²) ;
 (2) MN 60 Apanṇakasutta (説者: 不明) MN I,

p. 404²²⁻³⁵, p. 405¹⁸⁻¹⁹ (cf. Ps III, pp. 118⁷-119²²) :

(3) MN 76 Sandakasutta (説者: 不明) MN I, p. 516⁴⁻¹⁷ (cf. Ps III, p. 228⁸) ;

(4) SN XX IV 6 Karoto (説者: 不明) SN III, pp. 208²⁰-209⁶ (cf. Spk, II, pp. 339¹⁶-340²¹) ;

(5) SN XLII 13 Pātali or Manāpo (説者: 不明) SN IV, p. 349⁷⁻²⁰, p. 353²⁻¹⁶, pp. 356²⁷-357¹⁰:

(A) Karoto ... kārayato (B) chindato chedāpayato (C) pacato pācayato (E) socayato (F) kilamayato (G) phandato phandāpayato (H) pāṇaṃ atimāpayato (I) adinnaṃ ādiyato (M) sandhiṃ chindato (O) nillopaṃ harato (P) ekāgārikaṃ karoto (Q) paripantho tiṭṭhato (J-2) paradāraṃ gacchato (K) musā bhaṇato, (S) karoto na kaṛiyati pāpam. (T) Khura-pariyantena ce pi cakkena yo imissā paṭhaviyā pāṇe eka-maṃsa-khalaṃ eka-maṃsa-puñjaṃ kareyya, (U)

表1 「沙門果經」類および同内容の所説、ならびにその所属部派

「沙門果經」類および同内容の所説	所属部派
(1) Dīgha-Nikāya (DN) 2 Sāmaññaphalasutta (SPS)	上座部大寺派
(2) Majjhima-Nikāya (MN) 60 Apanṇakasutta	上座部大寺派
(3) Majjhima-Nikāya (MN) 76 Sandakasutta	上座部大寺派
(4) Saṃyutta-Nikāya (SN) XX IV 6 Karoto	上座部大寺派
(5) Saṃyutta-Nikāya (SN) XLII 13 Pātali or Manāpo	上座部大寺派
(6) 『長阿含經』 (T. no. 1)	法藏部
(7) 『寂志果經』 (T. no. 22)	所属部派不明
(8) 『中阿含經』 (T. no. 25)	説一切有部
(9) 『雜阿含經』 (T. no. 99)	説一切有部
(10) 『增壹阿含經』 (T. no. 125)	所属部派不明
律に引用される「沙門果經」	所属部派
(11) Saṅghabhedavastu (SBV)	説一切有部
(12) 『根本説一切有部毘奈耶出家事』 (T. no. 1444)	説一切有部
(13) 『根本説一切有部毘奈耶』 (T. no. 1442)	説一切有部
論に引用される「沙門果經」	所属部派
(14) 『阿毘曇八犍度論』 (T. no. 1543)	説一切有部
(15) 『發智論』 (T. no. 1544)	説一切有部
(16) 『阿毘達磨大毘婆沙論』 (T. no. 1545)	説一切有部

n' atthi tato-nidānaṃ pāpaṃ, n' atthi pāpassa āgamo. (V) Dakkhiṇaṅ ce pi Gaṅgā-tīraṃ āgaccheyya hananto ghātentō chindanto chedāpento pacanto pācento, (X-1) n' atthi tato nidānaṃ pāpaṃ, n' atthi pāpassa āgamo. (W) Uttaraṅ ce pi Gaṅgā-tīraṃ gaccheyya dadanto dāpento yajanto yajāpento, (X-2) n' atthi tato nidānaṃ puññaṃ, n' atthi puññaṃ āgamo. (Y) Dānena damena saṃyamena sacca-vajjena n' atthi puññaṃ, n' atthi puññaṃ āgamo ti.

(A) 行為しても、行為させても、(B) 切断しても、切断させても、(C) 煮ても、煮させても、(E) 悲しませても、(F) 疲れさせても、(G) 震えても、震えさせても、(H) 生けるものを殺しても、(I) 与えられなかった物を取っても、(M) [家の] 壁に穴を穿って [盗んで] も、(O) 略奪品を持ち去っても、(P) 一軒家に盗みに入っても、(Q) 路傍に立って [追い剥ぎして] も、(J-2) 他人の妻と通じても、(K) 妄語を語っても、(S) 行為する者に罪悪は作られない。(T) たとえ、剃刀を周囲に有する車輪によって、この地上における生けるものをひとつの肉の山、ひとつの肉の堆積にしても、(U) これによって罪悪はなく、罪悪は現れない。(V) たとえ、ガンジス河の南岸に行つて、殺害しても、殺害させても、切断しても、切断させても、煮ても、煮させても、(X-1) これを因として罪悪はなく、罪悪は現れない。(W) たとえ、ガンジス河の北岸に行つて、布施を行つても、布施を行わせても、供犠を行つても、供犠を行わせても、(X-2) これを因として功德はなく、功德は現れない。(Y) 布施によって、制御によって、抑制によって、真実語によって、功德はなく、功德は現れない。

(6) 『長阿含經』「沙門果經」(説者：不蘭迦葉)

T. no. 1, 108a27-b5:

… (A) 若自作若教人作。(B-1) 研伐 (D) 殘害 (C) 煮灸 (B-2) 切割。(E) (F) (G) 惱亂衆生愁憂啼哭。(H) 殺生 (I) 偷盜 (J-1) 姪逸 (K) 妄語。(M) 踰牆 (O) 劫奪 (R) 放火焚燒 (Q) 斷道爲惡。… (S) 行如此事非爲惡也。… (T) 若以利劍鬻割一切衆生。以爲肉聚彌滿世間。(U) 此非爲惡亦無罪報。(V) 於恒水南鬻割衆生 (X-1) 亦無有惡報。(W) (Y) 於恒水北岸爲大施會施一切衆。利人等利亦無福報。

(7) 『寂志果經』(説者：先比盧持) T. no. 22, 272a20-27:

人所作教。人所當爲。所斷所奪所見離見。所求皆厭。愁憂自推。毀瓶壅離慳貪。破壞國城。敗害人民。殺盜姪妄言兩舌飲酒鬪亂。雖犯是事。無有罪殃。所布施者。無有福報。殘害悖逆。作衆不善。無罪無福。亦無所取所作。無因縁。無有至誠。亦無質朴。縱行義理。善惡無應。

(8) 『中阿含經』卷第四波羅牢經第十(説者：不明) T. no. 26, 446c27-447a8:

(A) 自作教作。(B) 自斷教斷。(C) 自煮教煮。(E) (F) (G) 愁煩憂感。搥胸懊惱。啼哭愚癡。(H) 殺生 (I) 不與取 (J-1) 邪姪 (K) 妄言 (L) 飲酒。(M) 穿牆開藏。(O) (Q) 至他巷劫。(R) 害村壞邑。破城滅國。(S) 作如是者。爲不作惡。(T) 又以鐵輪利如剃刀。彼於此地一切衆生。於一日中斫截斬判。剥裂副割。作一肉段。一分一積。(U) 因是無惡業。因是無惡業報。(V) 恒水南岸殺斷煮去。(W) 恒水北岸施與作齋呪說而來。(X) 因是無罪無福。因是無罪福報。(Y) 施與調御守護攝持稱譽饒益。惠施愛言利及等利。因是無福因。是無福報。⁴⁾

(9) 『雜阿含經』卷第七(説者:不明) T. no. 99 (162), 44c3-10:

(A) 作教作 (B) 斷教斷 (C) 煮教煮 (D) 殺教殺 (H) 害衆生。(I) 盜他財。(J-1) 行邪姪。(K) 知言妄語 (L) 飲酒。(M) 穿牆 (N) 斷鏹 (O) 偷奪。(Q) 復道 (R) 害村害城害人民。(T) 以極利劍。輪鋸割斫截作大肉聚。(U) 作如是學。彼非惡因縁。亦非招惡。(V) 於恒水南殺害而去。(W) 恒水北作大會而來。(X) 彼非因縁福惡。亦非招福惡。(Y) 惠施調伏護持行利同利。於此所作亦非作福。

(10) 『增壹阿含經』

①卷第三十二(説者:瞿耶樓) T. no. 125, 727c19-21:

(V) 在恒水側殺害人民。不可稱計積肉成山。(W) 在恒水左作諸功德。(X) 縁此都無善惡之報。

②卷第三十二(説者:彼休迦梅) T. no. 125, 727c22-23:

(Y) 正使在恒水左布施持戒。隨時供給不令有乏。亦復無此福報。

③卷第三十九(説者:阿夷耑) T. no. 125, 763b12-13:

(V) 若於江左殺害衆生。作罪無量。(X-1) 亦無有罪亦無惡果之報。

④卷第三十九(説者:瞿耶樓) T. no. 125, 763b17-18:

(W) 於江右邊造諸功德。不可稱計。(X-2) 於中亦無善之報。

(1) ~ (5)、(6)、(8) には (E) (F) (G) の文がみられるが、(9) にはみられない。(1) ~ (5) には (H) (I) (J-2) (K) の文、(6) には (H) (I) (J-1) (K) の文、(8)、(9) には (H) (I) (J-1) (K) (L) の文がみられる。これらの文

は五戒における避けるべき事項に相当する。(1) ~ (5) には (M) (O) (P) (Q) の文、(6) には (M) (O) (R) (Q) の文、(8) には (M) (O) (Q) (R) の文、(9) には (M) (N) (O) (Q) (R) の文がみられる。(1) ~ (5)、(6)、(8) には (S) (T) (U) の文がみられるが、(9) には (T) (U) の文はみられ、(S) の文はみられない。(1) ~ (5) には (V) (X-1) (W) (X-2) (Y) の文がみられる一方、(10) ③ ④には (V) (X-1) (W) (X-2) の文はみられるが、(Y) の文はみられない。(6) には (V) (X-1) (W) (Y) の文、(8)、(9)、(10) ① ②には (V) (W) (X) (Y) の文がみられる。したがって、(1) ~ (5) と (9) とを比較するとき、(6)、(8) はこれらの間に位置し、また (10) ① ②は (8)、(9) の該当部分に、(10) ③ ④は (1) ~ (5) の該当部分に近似していることがわかる。

3. 律に引用される「沙門果經」

次に、律(いずれも説一切有部所属)に引用される「沙門果經」のサンジャイン・ヴァイラッティープトラの所説を以下にあげる。

(11) SBV (説者: Sañjayin Vairatīputra) II, pp. 222²⁴-223¹³:

(A) kurvataḥ, kārayataḥ, (B) chindataḥ, chedayataḥ, (C) pacataḥ, pācayataḥ, (D) hiṃsato, ghātayataḥ, (H) prāṇino hiṃsataḥ, (I) adattam ādadataḥ, (J-1) kāmeṣu mithyā carataḥ, (K) saṃpraṇānan mṛṣāvādam bhāṣamāṇasya, (L) madyapānam pibataḥ, (M) sandhiṃ chindataḥ⁵⁾, (N) granthiṃ muñcataḥ⁶⁾, (O) nirlopam harataḥ, (Q) paripantham tiṣṭhataḥ, (R) grāmaghātam kurvataḥ, nagaraghātam, janapadaghātam, (T) kṣuraparyantīkṛtena vā cakreṇa ye'syām mahāpṛthivyām prāṇinas tān sarvān saṃchindataḥ, saṃbhindataḥ, saṃkuttayataḥ,

saṃpradālayataḥ, tān sarvān saṃchindya, saṃbhindya, saṃkuṭṭaya, saṃpradālya, ekamāṃsakhalaṃ kurvataḥ, māṃsapinḍam, māṃsapuñjam, māṃsarāśim; (U) idaṃ pratisaṃśikṣato nāsty atonidānaṃ pāpam; nāsty atonidānaṃ pāpasyāgamaḥ; (V) dakṣiṇena nadīm gaṃgām chindan bhindan vāgacchet, (W) uttareṇa vā nadyā gaṃgāyā dadat yajamānaḥ āgacchet, (X) nāsty atonidānaṃ puṇyapāpa<m; nāsty atonidānaṃ puṇyapāpa>syāgamaḥ; (Y) yaduta dānena, damena, saṃyamena, arthacaryayā samānārthatayā iti kurvataḥ na kriyate eva puṇyam iti. ⁷⁾

(A) 行為しても、行為させても、(B) 切断しても、切断させても、(C) 煮ても、煮させても、(D) 害しても、害させても、(H) 生けるものを殺しても、(I) 与えられなかった物を取っても、(J-1) 淫欲に耽っても、(K) 故意に妄語を語っても、(L) 酒類を飲んでも、(M) [家の] 壁に穴を穿って [盗んで] も、(N) [金銭を入れるための衣服の] 結び目を解いても、(O) 略奪品を持ち去っても、(Q) 道に立ちふさがって [追い剥ぎをして] も、(R) 村の破壊、城邑の破壊、国土の破壊をしても、(T) あるいは剃刀でもって周囲とされた車輪によって、この大地における生けるもの、それらすべてを切り裂いても、切り刻んでも、破碎しても、粉碎しても、それらすべてを切り裂いて、切り刻んで、破碎して、粉碎した後、ひとつの肉の山、肉の塊、肉の堆積、肉の集積にしても、(U) このように学習する。[すなわち] これを因として罪悪はなく、これを因として罪悪は現れない。(V) ガンジス河の南 [岸] にやって来て、[生けるものを] 切り裂いても、切り刻んでも、(W) あるいは、ガンジス河の北 [岸] にやって来て、布施を行っ

ても、供養を行っても、(X) これを因として福德や罪悪はなく、これを因として福德や罪悪は現れない。(Y) すなわち、布施によって、制御によって、抑制によって、利他行や同事によって、このように行為することによって福德はまったく作られないと。

(12) 『出家事』(説者：珊逝移毘刺知子) T. no. 1444, 1025b9-15:

(A) (H) 爲殺命故。應如是作。及教他作。(C) 應以自燒。及命他燒 (B) (D) 斫截害等。亦如是作。(I) 不與應取。(J-1) 於欲應行。(K) 妄語應作。(L) 酒等應飲。(T) 多積人山。利刀應殺。應判爲聚。如是種種殺害。(U) 無有罪業。亦無有報。(V) 於恒河南岸。種種殺生。(W) 於北種種設會祭祀。(X) 無罪無福 (Y) 若行布施持戒精進等法。及以四攝。如不作者。得大果報。⁸⁾

(13) 『毘奈耶』(説者：珊逝移毘刺知子) T. no. 1442, 693a13-20:

(H) 若自殺教他殺。(B) 自斫教他斫。(C) 自煮教他煮。(I) (J-1) (K) (L) 自盜邪行妄語飲酒。及以教人爲殺等故。(M) 穿牆 (N) 開鎖 (Q) 守捉險途。(T) 持諸劍輪殺害群品。於大地上所有有情悉皆斬斫。令其命斷爲大肉聚。(V) 彌伽河已南作斯惡業。(W) 彌伽河已北設大福會。(X) 不由此故有罪福因招罪福報。(Y) 又復不由布施持戒少欲知足而獲當果。

(11)、(12)、(13) には (E) (F) (G) の文がみられない。(11)、(12)、(13) には (H) (I) (J-1) (K) (L) の文がみられるが、(12)、(13) は (H) と (I) の文の間に他の文が入る。(11) には (M) (N) (O) (Q) (R) の文がみられ、(13) には (M) (N) (Q) の文がみられるが、

(12) には (M) (N) (O) (Q) (R) のいずれの文もみられない。(11)、(12) には (T) (U) の文がみられ、(S) の文がみられないが、(13) には (T) の文がみられ、(S) (U) の文がみられない。(11)、(12)、(13) には (V) (W) (X) (Y) の文がみられる。したがって、(11) は (9) とよく一致することがわかる。

4. 論に引用される「沙門果經」

次に、論（いずれも説一切有部所屬）に引用される「沙門果經」のサンジャイン・ヴァイラツティープトラの所説を以下にあげる。

(14) 『阿毘曇八健度論』卷第三十 T. 1543. 913b17-25:

(A) 造教造 (B) 斷教斷 (C) 煮教煮 (E) (F) (G) 愁煩椎胸呻吟志亂。(H) 害衆生 (I) 不與取 (J-1) 姪邪行。(K) 妄語 (L) 飲酒。(M) 穿牆壞藏 (O) 偷金 (J-2) 姪他妻。(R) 害村害城害衆生。(S) 作如是者此非惡。(T) 以刀以輪此地上所有諸蟲。彼一切一日之中。斷截搗捶作一肉聚。(U) 彼無有惡無因緣惡報。(V) 於恒水左施福說法 (W) 於恒水右斷截搗打來。(X) 彼無福無惡。(Y) 施與戒完具歡喜說錢財。彼因緣無福。彼因緣無福報。

(15) 『發智論』 T. no. 1544, 1027c17-24:

(16) 『阿毘達磨大毘婆沙論』 T. no. 1545, 990c22-991a1:

(A) 造教造。(C) 煮教煮。(D) 害教害。(H) 殺諸衆生。(I) 不與取。(J-1) 欲邪行。(K) 知而妄語。(L) 故飲諸酒。(M) 穿牆 (N) 解結。(O) 盡取所有。(Q) 守阨斷道。(R) 害村害城害國生命 (T) 以刀以輪。擁略大地所有衆生斷截分解。聚集團積爲一肉聚 (U) 應知由此無惡無惡緣。(V) 於殞伽南斷截搗打。(W) 於殞伽北惠施修福 (X) 應知由此無罪福。亦無罪福

緣。(Y) 布施愛語利行同事攝諸有情。皆無有福。

(14) には (E) (F) (G) の文がみられるが、(15)、(16) にはみられない。(14)、(15)、(16) には (H) (I) (J-1) (K) (L) の文がみられる。(14) には (M) (O) (J-2) (R) の文がみられるが、(15)、(16) には (M) (N) (O) (Q) (R) の文がみられる。(14) には (S) (T) (U) の文がみられるが、(15)、(16) には (T) (U) の文はみられ、(S) の文はみられない。(14)、(15)、(16) には (V) (W) (X) (Y) の文がみられる。したがって、(14) は (8) に、(15)、(16) は (9) に近似していることがわかる。

5. 註釈書に依用される『婆沙論』

『根本説一切有部毘奈耶出家事』に対する Kalyānamitra による註釈書 Vinayavastuṭīkā (VVT) は自由思想家の見解（無作用論）を批判するために『婆沙論』を依用している。

VVT: (P: no. 5615 (Dzu) 226b2-6; D: no. 4113 (Tsu) 204b6-205a1):

(a) de ltar rgyu dang 'bras bu la skur pa 'debs pa'i log par lta ba (b) 'di ni kun 'byung ba dang sdug bsngal mthong bas spang bar bya ba yin no || (c) 'di'i kun nas slong ba ni bye brag tu smra ba'i gzhung las (d) mu stegs can rgyu dang 'bras bu la skur pa 'debs pa dag la lta ba'i rnam pa 'di 'byung bar brjod do || de dag 'di skad ces (e) chu klung gang gā'i ngogs gnyis nas lha'i gnas nas gnod sbyin gyi gnas na yod pas chu klung gang gā'i lho nas kun du gcod par byed |¹ kun tu 'cheg par byed kun du rdung bar byed | kun du 'dral bar byed cing 'gro ba ni gnod sbyin gyis byed du bcug pa yin pas gzhi de las sdig pa dang sdig par 'gyur ba yang med do || chu klung gang gā'i

byang nas sbyin pa byed | mchod sbyin byed
cing 'gro ba ni lhas byed du bcug pa yin pas gzhi
de las bsod nams dang | bsod nams su gyur pa
yang med do² zhes de dag de ltar lta zhing de
skad smra'o ||

1. P omits | 2. P: do ||.

(a) そのように、原因と結果に対する誹謗の邪見（謗因邪見）であり、(b) これは集（原因）と苦（結果）を見ることによって断ぜられるべき（見集所断）である。(c) この等起は、『婆沙論』によると、(d) 諸の外道は原因と結果に対する諸の誹謗においてこれらの諸の見相が生じることを説いたのである。かれらはこのようであると言う、「(e) ガンジス河の兩岸のうちに、天（神）の住处（祠）から菓叉の住处（祠）までであるから、ガンジス河以南において、[生けるものを] 切り裂き、切り刻み、破碎し、粉碎しに行くのは、菓叉がさせたのであるから、その因によって悪はなく、悪となることもないのである。ガンジス河以北において、布施を行い、供養を行に行くのは、天（神）がさせたのであるから、その因によって福德はなく、福德となることもないのである」と、かれらはそのように見つ、そのように説いたのである。

『阿毘達磨大毘婆沙論』 T. no. 1545, 991a1-14:

(a) 此謗因邪見。(b) 見集所断。… (e) 於旃伽南斷截搗打者以旃伽南多有菓叉祠。於中殺害衆生故。於旃伽北惠施修福者。以旃伽北多有天祠於中惠施修福故。此謗因邪見者顯彼自性。見集所断者顯彼對治廣說如前。(c) 彼等起云何。尊者世友說曰。(d) 有諸外道現見世間。有造惡者受諸快樂。有修善者多遭憂苦。… 若有者應造惡受苦。修善得樂。現見相違… 善惡業果有遠近彼不善知便起此見。…

このように、Vinayavastuṭīkā は自由思想家の見解（無作用論）(e) を謗因邪見 (a) であるとしてその対治（煩惱を断つこと）(b) を顕し、その等起 (c) (d) を述べるために、『婆沙論』依用していることがわかった。

6. おわりに

古層に位置づけられる Saṃyutta-Nikāya、『雜阿含經』、『別譯雜阿含經』の韻文では、所属部派の相異にかかわらず、カーシャパ（カッサパ）を無作用論者として伝えている。また、(1) ~ (16) を比較した結果、(9) と (11) とはよく一致し、(8) と (14) と、(9) と (15)、(16) とは近似していることがわかった。

最後に、Vinayavastuṭīkā は自由思想家の見解（無作用論）を批判するために、『婆沙論』を依用していることがわかった。

略号

パーリ語テキストについてはすべて PTS 版を使用。

AN = Aṅguttara-Nikāya, PTS

D = Derge/sDe dge edition

DN = Dīgha-Nikāya, PTS

MN = Majjhima-Nikāya, PTS

P = Peking edition

Pj = Paramatthajotikā, PTS

Ps = Papañcasūdanī, PTS

PTS = Pali Text Society

SBV = Raniero Gnoli (ed.) 1977-78 *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu*, part I-II, Roma.

SN = Saṃyutta-Nikāya, PTS

Sn = Suttanipāta, PTS

Spk = Sāratthappakāsinī, PTS

SPS = Sāmaññaphalasutta

Sv = Sumaṅgalavilāsinī, PTS

T = 大正新脩大藏經

Vin = Vinaya-piṭaka, PTS

VVṬ = Vinayavastuṭīkā

註

- 1) SBV I, p. 39⁶⁷; Sañjayin Māṇava; T. no. 1450, 107a12-13: 最勝儒童.
- 2) 高木 (1981: 3-4).
- 3) 榎本 (1980).
- 4) Cf. T. no. 26, 448a7-17:
- 5) Cf. Apte, s.v. “saṃdhicheda” = “making holes or breaches (in a wall & c.),” s.v. “saṃdhichedana” = “burglary.” Cf. Monier-Williams, s.v. “saṃchedana” = “housebreaking, burgaly.” Cf. Mahāvvyutpatti 5361. Cf. 中田 (2002: 14): 「§ 21 もし人が (他人の) 家に穴を開けたなら…」; 佐藤 (2004: 205-206); 旧約聖書翻訳委員会 (2004: 219 注 15): 「…壁破りを通してであれ、(家によじ) 登ってであれ…失われた場合には…」; 新約聖書翻訳委員会 (2004: 92): 「…泥棒が〔壁に〕穴を開けて盗んでしまう」; 渡瀬 (2013: 347): 「…夜陰に塀を破って泥棒を働く盗賊たち…」。
- 6) Cf. Apte, s.v. “granthī” = “a knot tied in the end of a garment for keeping money,” s.v. “granthimocaka” = “a cut-purse, a pick pocket.” Cf. Monier-Williams, s.v. “granthimocaka-cchedaka” = “purse-cutter, pickpocket.” Cf. Mahāvvyutpatti 5362. Cf. 渡瀬 (2013): 348: 9-277 「結び目を切る者 (掏摸

…」。

- 7) Cf. 『破僧事』 (説者: 散逝移) T. 1450, 205c24-206a3. Cf. P no. 1030 (Ce) 242a3-b1; D no. 1 (Nga) 263a2-b1.
- 8) P no. 1030 (Khe) 25a4-b4; D no. 1 (Ka) 25a4-b3; Vogel (1970: 13-14).

参考文献

- Apte 1992 The Practical Sanskrit-English Dictionary (Revised & Enlarged Edition), Rinsen Book Company.
- Sir Monier Monier-Williams 1999 A Sanskrit-English Dictionary, reprinted, Motilal Banarsidass Publishers.
- Mahāvvyutpatti 梵藏漢四譯對校『翻譯名義大集』(復刻版) 臨川書店 1998 年
- 榎本文雄 1980 「Udānavarga 諸本と雜阿含經、別訳雜阿含經、中阿含經の部派帰属」『印度学仏教学研究』28-2: 931-933
- 旧約聖書翻訳委員会訳 2004 『旧約聖書 I』[机上版] 岩波書店
- 佐藤信夫 2004 『古代法解釈—ハンムラビ法典楔形文字原文の翻訳と解釈—』慶應義塾大学出版会
- 新約聖書翻訳委員会訳 2004 『新約聖書』[机上版] 岩波書店
- 高木神元 「初期仏教研究備忘 (一) —アージーヴィカ教と道德律—」『仏教学会報』7: 3-10
- 中田一郎訳 2002 『ハンムラビ「法典」』第2版、リトン
- 渡瀬信之訳注 2013 『マヌ法典』(東洋文庫 842) 平凡社